平成２２年第１回柳津町議会定例会会議録

第１０日　平成２２年3月１９日（金曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

１番　横田善郎	５番　鈴木吉信	８番　伊藤　毅
２番　菊地　正	６番　小林　功	９番　磯部静雄
３番　羽賀　弘	７番　荒明正一	１０番　田﨑為浩

２．欠席議員は次のとおりである。

なし

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

町長	井関庄一	保育所長	岩佐節子
副町長	田﨑幸一	教育委員長	寄金　勉
総務課長	伊藤光正	教育長	新井田明義
出納室長	齋藤勇雄	教育課長	佐藤静穂
町民課長	新井田　敏	公民館長	長谷川富雄
地域振興課長	矢部良一		

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	新井田健一	主査	鈴木貴雄

５．会議事件は次のとおりである。

日程第１　報告第１号　予算特別委員会付託案件審査結果報告

日程第２　議案第３号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第３　議案第４号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第４　議案第５号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5　　議案第 6 号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6　　議案第 7 号　柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7　　議案第 8 号　柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

日程第 8　　議案第 9 号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第 9　　議員提出議案第 1 号　柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　　柳津町農業委員会委員の推薦について

日程第１１　　常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名について

日程第１２　　常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告について

日程第１３　　会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙について

追加日程第１　議案第３２号　工事請負契約の変更について

追加日程第２　議案第３３号　柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について

◎開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

これより議事に入ります。

◇　　◇　　◇

◎議案の審議

○議長

日程第１、報告第１号「予算特別委員会付託案件審査結果報告」についてを議題といたします。

予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長、小林　功君。

○予算特別委員会委員長（登壇）

予算特別委員会付託案件審査結果報告。

平成22年第１回柳津町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、３月15日、16日、17日の３日間、執行部より各主管課長等、班長の出席を求め、慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第２０号「平成２２年度柳津町一般会計予算」

議案第２１号「平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計予算」

議案第２２号「平成２２年度柳津町老人保健特別会計予算」

議案第２３号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計予算」

議案第２４号「平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」

議案第２５号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計予算」

議案第２６号「平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」

議案第２７号「平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」

議案第２８号「平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」

議案第２９号「平成２２年度柳津町下水道事業特別会計予算」

議案第３０号「平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」

議案第３１号「平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」

については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

なお、意見として別紙のとおり報告いたします。

平成２２年3月１９日

柳津町議会予算特別委員会

委員長　　小　林　　功

柳津町議会議長　田　﨑　為　浩　殿

○議長

お諮りいたします。

ただいま予算特別委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第２０号「平成２２年度柳津町一般会計予算」、議案第２１号「平成２２年度柳津町土地取得事業特別会計予算」、議案第２２号「平成２２年度柳津町老人保健特別会計予算」、議案第２３号「平成２２年度柳津町国民健康保険特別会計予算」、議案第２４号「平成２２年度柳津町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第２５号「平成２２年度柳津町介護保険特別会計予算」、議案第２６号「平成２２年度柳津町簡易水道事業特別会計予算」、議案第２７号「平成２２年度柳津町町営スキー場事業特別会計予算」、議案第２８号「平成２２年度柳津町農業集落排水事業特別会計予算」、議案第２９号「平成２２年度柳津町下水道事業特別会計予算」、議案第３０号「平成２２年度柳津町簡易排水事業特別会計予算」、議案第３１号「平成２２年度柳津町林業集落排水事業特別会計予算」については、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決決定いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第２、議案第３号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」提案

理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に基づく職員の勤務時間の短縮等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第３号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

２ページをお開きください。

本条例につきましては、近隣の国家公務員の動向、それから福島県も含めた都道府県、さらには近隣市町村の動向を踏まえて、職員の勤務時間を現行８時間から７時間45分に変更する案件でございます。現実的には、基本的に８時30分から現在５時半まで勤務しておりますが、それを８時30分から５時15分までの勤務とするものでございます。

条文の説明を申し上げます。

５行目ほどに、「第２条第１項中「40時間」を「38時間45分」に改め」とありますが、これを１週間の時間にしますとこの時間になります。「同条第２項中」と以下ありますのは、これは再任用、短時間勤務職員の条項でございますので説明を省略します。

次に、真ん中辺に、「第８条の２」と「（超勤代休時間）」とありますが、この超過勤務があった場合に、それを代休として与えることができるという文言の整理でございます。

続いて、一番最後の「第10条第１項中」とありますのが、それらの文言に合わせた文言の修正でございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

７番、荒明正一君。

○７番

これは人事院勧告で出された案件でありますが、一つ心配されることは、時間を短縮する

ことによって超過勤務がふえるんじゃないかということであります。先ほどの説明ですと、代休を取るからいいんだというような説明であるわけですけれども、これは今までもそういうことがあったんだろうと思いますが、そういう中にあって、予算書等を見てもそれなりの超過勤務があるわけでありますので、さらに15分分超過勤務になる可能性があるんじゃないかと心配するわけですが、どうでしょうかということであります。第１点。

そして、人事院勧告だからしようがないと最終的には認めることになるんだろうと思いますが、町民の心情からしまして、現在の生活状況、勤務状況、雇用状況等から考えますと、町民の立場から考えれば、非常に納得いかなんじゃないのかなという、そういうことが大いにあるんではないかなということを心配します。議会報にはこういう細かいことは載っていかないわけでありますから、ただこの条例を可決したというようなことしか載りませんので、実際の中身というものは町民はわからないで、我々がそれを教えんなんねわけなんだけれども、現実問題としてわからないことがある。そういう中で決められていくということを考えますと、いささか町民の立場に立てば何か納得いかない面があるわけでありますが、少なくともお願いしたいことは、その分、縮まった分をそのまま超過勤務になったというようなことのないように、今行政評価あるいは人事評価ということもやっているわけでありますから、そういう余計な超過勤務に、そのおかげでそこがまたかえってふえたというようなことのない対応をお願いしたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

今回の改正につきましては、実は一昨年４月に人事委員会から勧告が出ていまして、国のほうは既に実施済みで、福島県においても、この今の、昨年の４月から実施しているところであります。近隣の町村の動向を踏まえましても、どの町村も今度４月１日から実施するという情報で、町村によっては12月の定例議会に提案したところとあります。近隣町村はこの３月の定例会に出すところが多いようであります。そういう動向を踏まえて15分縮めるということでございます。

これが超過勤務に響くかというご指摘でございますが、確かに予算的なものではそういうものはもちろん反映しておりませんが、超勤というものは別な管理の仕方でやっていくことと、現在、代休という措置でやっておりますので、できるだけそういう制度を利用した中で、

お金もさることながら、その職員の健康管理という面からも超過勤務については極力抑え、しかもどうしてもやむを得ない場合には代休を活用するという方向で、今後そういう職員の管理体制をしいてまいりたいと思います。

以上です。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

町民の純粋な姿から、考え方からすると、一般的に考えれば、私も役場に時間いっぱいころに来るのが好きじゃないので、そういうときに来ておりますから大体わかるんですけれども、全体的にはそういう状態がわからない場合があるということであります。

それと同時に、役場職員は働き過ぎるから、人事院の話では働き過ぎるから時間を15分短くするんだなんて。それを町民に説明したら、「ああそうだ、全くだ」なんていう人はまずいないと思うんですよ、実際は。「じゃあその分早くまじめに一生懸命仕事をやって早く帰ったほうがいいんねが」なんて言われるのが落ちだと思うんですけれども、町民のそういう心情からいっても。働き過ぎるからこうだという説明のわけです。総務課長もそう言うしかないし、人事院の説明でもそうなんです。役場職員が働き過ぎるのか。「働き過ぎるこば時間をもっと短くして一生懸命やったらよかんべ」なんて言われるのが落ちだと思うんですよ、実際のところは。そういうこともありますので、健康管理は十分果たさなければならないと思います。地域振興課の課長１人であれだけのがなやってる大体そのものが、それこそ体、健康からするとまことにもって理解できないような状態のところもあるわけでありますから、健康管理は当然でありますが、そういういろんな面を総合的に考えて、町民が納得できる勤務体制というものをつくっていただきたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

ただいまご指摘のように、職員の健康管理ということと、それからいわゆる適正な勤務時間というもの、我々地方公務員につきましては、国の人事院、それから私たちが、町がお願いしているのは県の人事委員会の規則、人事委員会からの勧告というものを重視して本条例の提案という形になったものでございます。その大もとにつきましては、民間と公務員との

勤務時間の差が大もとになっているところでありますが、我々はそのいわゆる勧告に基づいて実施するというのが基本的な考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第３、議案第４号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第４号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の社会、経済情勢等を踏まえて、町長、副町長の給与及び旅費を減額するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第４号につきまして、補足して説明申し上げます。

４ページをお開きください。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。附則の次に１項を加えるということで、町長、副町長の給料月額のうち、平成22年４月１日から23年３月31日までの間、町長については100分の20を減額した額、つまり80％の分、それから副町長について100分の10を減じた額、つまり90％の額を支給するというものでございます。

続きまして、別表第２中、旅費の欄でありますが、今まで町長、副町長という一般職との差があったわけでございますが、４月からは職員等の旅費に関する条例と同じく日当2,400円、宿泊料は甲地方１万3,100円、乙地方１万1,800円、食卓料を2,400円に改めるものでございます。

裏のページ、この条例は平成22年４月１日から施行するものであります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

７番、荒明正一君。

○７番

これ、何回質問するのかわからなくなるくらい質問しているわけであります。町長の任期は来年の４月いっぱいくらいまであるわけでありますが、今までも聞いたこととダブるんだろうと思いますが、せんだって出したのは６月だったかと思うんですが、それから今まで、結局行政等の変化等があったからというような説明を先ほどされたわけですが、あの当時と今でどのような違った状況が生まれたのか。私は条例を、文言そのものだけぽっと言われると、「ぬさ、おかしいんねか」と言われるんですよ。町長の給料を下げるのに何で反対なんだなんていう話になる。私はそうではなくて、文言だけ見て、ことし出してまた来年出す、また来年出す。そういうことが、大体が間違っているのではないですかと言っているんです。それは何でかといいますと……。

その前に、総務課長。町長の任期は来年のいつまでなのか。退職金が払われるんだろうと思いますが、その退職金の算定時期は何を、いつを基準にして行われるのか。そしてまたこの条例案件が今、来年の３月31日までとなっておりますが、任期いっぱいまで出すことがで

きないのかどうか。例えば４月いっぱいなら４月いっぱいまでこの給料でやりますというようなことを決めることが可能か可能でないのか。とりあえずそれだけ伺います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず最初に、町長の任期でありますが、来年の平成23年の４月29日であります。

それから、退職手当の算定の基準となる日につきましては、ちょっと資料が今手元にございませんので、後でご報告申し上げます。

それから、町長の給料を１年間ではなく、１年間を超えて定めることができるのかということでございますが、条例の制定でございますので、条例を制定することで可能であります。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

町長、そうなれば、何で４月29日までという条例で出さなかったんですか。その理由を教えてください。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これはあくまでも社会状況ということ、経済状況でありますが、議員もおわかりのとおり、ここ２年、財政的にも柳津町についてはかなり交付税、税収は落ち込んでいるものの、大変な県、国から手厚い交付を受けております。そういったことも踏まえてありますが、自主的に私はこの１年間やりたいということで20%を出したものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

７番、荒明正一君。

○７番

結局、今の現状というのは、財政的にはこれから１年間はあれだけどもその後の１カ月、簡単に言えば１カ月ですね、29日だから。１カ月間については余裕があるというような解釈

を持っておられるのかなというふうに解釈をせざるを得ないんです。もっと本当に財政が大変だからとやるんであれば、当然ながらそれまで、任期いっぱいの条例を出すべきである。そうでないとそこに何かあるんじゃないか。だから私がいつも言っているように、退職金を下げろなんて私は言ったことはないはずですよ。何でかというと、根幹となるものと、言っていることとやっていることの整合性がとれていないんじゃないかということなんです。それは、行政評価、人事評価、今一生懸命やっているみたいですけれども、そういうことに対しての整合性ということから言ってもおかしいんですよ。１年、これからだと13カ月前の見通しも立てないで予算を組んだりなんかしているような状態に受けとらざるを得ないんですよ。13カ月も前のことをわからないでやっているというのはおかしいんじゃないのかなと思いますよね。それは結局、滞納徴収の予算なんてとりました。意見書にもありますね。本来であれば、普通の民間であればああいう予算がとれないはずなんです。我がたちやんなくてできなかったからなんてほかから予算をとってくる。結局人の金だからできたんだろうと言わざるを得ないんですよ。町民に中身をずっと詳しく説明すれば、なるほどそうだと理解してもらえるんだろうと、私はそう思っています。

国保予算だってそうです。行政評価についても、今まで報告したとかしないとかいう話もあります。根柄巻の土地造成の責任だってそうですよ。悪かったって謝っているけれども、謝って済むならおれ何回も謝りますよ。

そういうことをいろいろ考えてみますと、こういう姿勢で、そのときそのときでやろうとしている、そういう姿勢が今いろいろ申し上げたものと根っこが同じなんです、根っこが。だから私はばかじゃないかと言われるほど同じことを言っているんですよ。その根を切らなければ絶対だめなんです、根を。だから私は断固として、その下げることよりもそっちの方法がはるかに私は重たい。今回の人事院なんか、同僚議員なんかのいろんな……。声というのはいろんな場所があるからいろいろ聞くわけで、そういうことも総合的に考えても、やっぱりこの根を絶たなければ本当の、我々あるいは町民が納得する町政というものは行えないんだろうというふうに、私はそれを心配しているんです。

根柄巻については、謝ったからいいんじゃないかと思っているかもしれませんが、その参考になるかならないかわかりませんが、きのうの新聞に出ています。これは南会津の議会ですね。町長と副町長の３カ月分の給与の減額を可決したということで、それは何でかというと、家賃の算定ミスだ。「町営住宅の家賃算定ミスに関連して、町は３月16日定例議会最終本会議に町長と副町長の３カ月分の給与を減額する条例案を追加可決した」。町長は20%、

副町長は10%やったという報告があります。これは町長みずからがこういう責任のとり方を明確にしているんです。町長、そういうことをきちっとやれば職員だって、「ああ町長、それまで責任とらされるんなら、おれたちももっと一生懸命やんなんねな」という士気を高めることに影響してくると思うんですよ。私はそのことを最も重要視しているんです。金少し安くしたって言われたって、そう喜んでいる場合ではないというふうに思いますので、採決はどうなるか知りませんが、そういう意味において私はこれに反対せざるを得ない。

だから、その……。

○議長

議員、議案の趣旨に沿った質問をお願いいたします。

○７番

それはだから、何でそうなのか、その根っこをちゃんと説明しないとわかってもらえないんだろうということで、いろんなことを一つの例として申し上げているんでありますが、そういうことについて、町長の見解をお尋ねします。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

荒明議員のおっしゃることもわかりますが、私も任期いっぱい誠心誠意やっているわけであります。そういう中で、この年度の一つのくくりとして私は自主的に20%の減額をしたいということを皆さんに申し上げておりますので、町民の理解は得られる。そしてまた隣接町村の首長の皆さんもそうですが、実際にそれらも出ていると思います。そういったのも町長みずからの自主的な減額をしたいという意向を示しているところであります。私もその意志を出したわけでありますので、ご理解をいただきたい。

○議長

補足答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

先ほど、退職手当の算定がされる時期はいつかということでのご質問でございますが、退職手当につきましては、退職するときの給料月額が算定の基礎になります。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

７番、荒明正一君。

○７番

これで最後にします。

今総務課長から報告あったように、退職金がそれだということは、退職するときは、今例えば70万なら70万、それで計算した額をもらえますよという話なんですね。だから、私が言いたいのは、本当に、本当にですよ。心から本当に財政が大変だからこうだと言うならば、退職金まで繰り込んだ対応をすべきだと。町長、最初当選したときに、我々との議論の中でそういう経験されておると思いますからわかると思いますが、そういうことなんですよ。本当に思っているかどうかという。本当に財政が大変だからこうだと言うならば、それまで切り込んで、今20%、例えば10%でもいいからそれまで切り込んでやるというのが、それが本来町長の姿勢だと私は思うんですよ、それは。それ自分が退職するときは当たり前にもらえないとだめだなんて、そんなことをやるんだったら最初からずっともらったほうがいいんですよ。そして今言ったように、ああいう責任が出た場合は、それはそれできちっと責任をとると。いざ責任をとらなければいけないときになると頭を下げただけで終わりだなんて、そういうことでは納得できなんじゃないのかなということでありますから、この件については、根本的なことでありますので、改めて町長の決意のほどをお願いしたいと思います。

町長は今度、今８年目に入るわけですけれども、議員も15年やっているわけです。そのうち議長を２回やっているわけです。だから、私が質問している気持ちというのはわかっていいはずだと思うんですよ。いきなり町長になったわけではないんですから。そういうことからしても、町長に一考願わなければならないのかなというふうに思います。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

議員がおっしゃっていますけれども、今日まで私も議員も長くやっておりましたが、町長等の給与についてこのような発言を受けたのは初めてであります。そういった中でも、町長として誠心誠意町民の負託にこたえる、そういった気持ちは変わりがありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第４号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第４、議案第５号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第５号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、近年の社会、経済情勢等を踏まえて、教育長の給与及び旅費を減額するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第５号につきまして、補足して説明申し上げます。

７ページをお開きください。

本案につきましては、柳津町教育長の給与及び旅費に関する条例を一部改正するものでございます。先ほどと同じように、教育長の給料月額を平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間、100分の10を減じて、つまり90％の額を支給するという提案でございます。

さらに、先ほどと同じように旅費の額につきまして、職員等の旅費に関する条例と同じように、日当１日につき2,400円、宿泊料を甲地方１万3,100円、乙地方１万1,800円、食卓料を2,400円に改定するものであります。

この条例を、平成22年４月１日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第５号「柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第５、議案第６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県人事委員会勧告に基づく通勤手当限度額及び超過勤務手当支給割合の改正等に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第６号につきまして、補足して説明を申し上げます。

９ページをお開きください。

本条例案につきましては、職員の通勤手当並びに月60時間を超える超過勤務があった場合の手当の額の割合を変更するものでございます。

最初に、「第２条第２項第１号中」とありますが、それを「「５万8,000円」を「６万1,000円」に改める」とありますが、これは公共交通機関を使って通勤している職員の通勤手当の額を改めるものでございます。

続いて、「同項第２号中「４万8,400円」を「４万3,000円」に改め、」とありますが、これが自家用車を使用して通勤している方の通勤手当でございます。

さらにその下、「同項第３号中」とありますが、それは公共機関かつ自家用車ということを使っている方の通勤手当の額の変更でございます。

なお、現在のところ自家用車を使っている方だけの手当支給になっております。

続きまして、「第14条中「ときは、」の下に」というふうにその文言がございますが、これは、代休を与えて勤務をしないときに給与の減額を行う場合がありますが、それの文言を整理したものでございます。

続いて、「第15条中「８時間」を「７時間45分」に改め、」とありまして、そのほか第４項「正規の勤務時間を」というふうにしてございますが、これが超過勤務手当の支給関係で、月60時間を超えた場合に100分の150に支給する。今現在では100分の125、それから土日であれば100分の135と超過勤務手当ございますが、月60時間を超えた場合にはすべて100分の150となるという規定でございます。

なお、今までの例で月40時間程度まではございますが、月60時間の超過勤務手当というものは今のところ支給事例はない、最近ではないということでございます。

続いて、裏のページ、第５項でございますが、先ほども同じ条文ございましたが、「勤務時間条例第８条の２第１項」というくだりはございますが、60時間を超えて勤務した場合に、手当ではなくその割り増し分、100分の125から100分の150ですから、その100分の25の分を代休によって与えることができるという定めをしたものでございます。

それから、「第18条中「８時間」を「７時間45分」に改める。」という最後のところありますが、これは１時間当たりの給与額の算定方法についての記述でございます。

この条例を、平成22年４月１日から施行するというものでございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第６号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

日程第６、議案第７号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第７号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、福島県重度障害者支援事業費補助金交付要綱の改正に伴い、所要の改正を行うも

のであります。

なお、詳細につきましては町民課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（登壇）

議案第７号柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足して説明申し上げます。

重度医療費の給付に関する条例の一部を交付要綱の変更に伴い改正するものでありまして、第２条第１項第３号中「腎臓」の漢字をひらがなとしまして、さらに今回、肝臓機能障害が身体障害者手帳の交付要件に該当になったため追加するものであります。

また、同項第５号については、今までは入院中の精神障害者の方が別の病気で受診した場合、給付を受けることはできませんでしたが、今回の改正により受給可能となったわけでございます。

なお、従来どおり、主たる疾患については別の制度でございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成22年４月１日以後の医療行為に係る給付から適用する。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第７号「柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第７、議案第８号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第８号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、久保田簡易水道施設の改修に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第８号柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、補足して説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

今回、別表の久保田簡易水道のほうを次のように改めたいと思います。名称、久保田簡易水道であります。計画給水人口でありますが102名。日数の最大の水量については30トンでございます。大字が久保田であります。給水の区域の字であります。居平の一部、椚の一部、前ノ沢の一部、尻田の一部、上ノ宮の一部、半坂の一部であります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成22年の４月１日から施行するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第８号「柳津町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第８、議案第９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明をいたします。

本案は、平成22度からの新たな辺地に係る総合整備計画の策定に伴い提案するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

それでは、議案第９号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを補足して説明申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

柳津町には五つの辺地がございます。石坂辺地、猪鼻辺地、麻生辺地、西山西部辺地、西山東部辺地というものがございます。これは、役場までの距離あるいは学校までの距離、公

共交通機関、水道等、いろんな点数がございますが、その点数が100点より高い地域のところを辺地というようにして指すものでございます。これらの地域の整備を図るために本計画を策定するものでありますが、辺地総合整備計画を立てて、辺地債を借りるという場合についてこの計画を策定することが必要条件となっております。

まず、18ページの石坂辺地でございますが、集落については、石坂、長窪の入っているところであります。

次のページ、19ページお開きください。

平成22度から24年までの３カ年間において、消防施設整備事業として小型動力ポンプを更新するものでございます。

続いて20ページ、猪鼻辺地でございます。猪鼻辺地につきましては、集落的には、猪鼻、塩野、軽井沢、大野、大野新田の集落が入っております。辺地度点数が116点でございます。

21ページをお開きください。

これらにつきまして、町道八坂野大野線の整備、延長340メートルを整備するものでございます。

続きまして、消防施設整備事業、小型動力ポンプの更新２台でございます。

それから、スクールバスの整備を行いたいという計画でございます。

続きまして、22ページ、麻生辺地でございます。麻生辺地につきましては、集落名は麻生地区でございます。辺地度点数が102点でございます。

23ページをお開きください。

本辺地につきましては、スクールバス整備事業としてスクールバスを整備するものでございます。

続きまして、西山西部辺地、24ページをお開きください。

本辺地に該当する集落名は、胄中、芋小屋、大成沢、琵琶首の地区でございます。辺地度点数が112点でございます。

整備する事業につきましては、25ページをお開きください。

スクールバス整備としまして、琵琶首線29人乗り１台。それから林道新鶴・柳津線の整備事業ということで、県営事業負担金を計上するものでございます。

続きまして、26ページ、西山東部辺地でございます。

辺地の集落につきましては、牧沢、四ツ谷、高森、久保田、大峯の集落になります。辺地度点数が113点であります。

27ページをお開きください。

22年から24年までの間に整備するものが、町道五畳敷大成沢線改良・舗装として880メートル、用水施設整備事業として舗装本復旧の工事、林業集落排水施設整備事業として舗装の本復旧工事、それから町道鳥屋居平線の整備事業として改良・舗装、延長320メートル、高森地区集会所新築事業、木造平屋建１棟としてございます。それからスクールバス整備事業、大峯線29人乗り１台、除雪機械整備事業として13トン級除雪車更新でございます。それから消防施設整備事業、小型動力ポンプ（Ｂ３級）更新２台でございます。

なお、28から30ページまで年度別に事業が計上してあります。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

１番、横田善郎君。

○１番

この辺地の整備計画を見ますと、毎年度スクールバスの整備事業が、22年度も入っていますし、23年度も１台、それから24年度については２台計画されているみたいなんですが、22年度にこの計画を見ますと800万、28ページを見ていただくとわかるんですが、西山西部辺地でスクールバスを800万、それから国庫補助金が250万、辺地債は500万と、一般財源が50万ということで計画されているみたいなんですが、ことしの22年度の予算を見ますと、この起債借入額は620万みてあると思います。これは先ほど可決しました一般会計の起債の地方債の借り入れ計画の中で、スクールバスは620万みてありますが、事業費もこちらの予算の中では878万みてありますが、これはことし、この620万借りられるんでしょうか。まず総務課長、ここからひとつお答え願いたいと思います。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

確かに、議員ご指摘のように、予算書の中ではスクールバスの購入事業として事業費があって、辺地債を620万として計画しております。辺地計画につきましては、この文言について、いわゆるこの内輪であれば借りられるということがございますので、なお事業が煮詰まってきた段階で、しかるべきときに変更という形で本議会の議決を得て計画書を提出する。

それから起債の許可をいただくという方式になります。

お願します。

○議長

１番、横田善郎君。

○１番

そうしますと、ことしのこういう辺地計画を見直すときに、まずことしの予算も整合性がないと。結局この辺地計画に、今総務課長答えられるとおり、辺地額の内輪でないと借りられないと。それをわかっていながら620万の起債を上げるということ自体が非常におかしいと思うんです。また議会にかけてまた変更すればいいんだと。これは毎年計画についても、23年度、24年度についても同じようなことが言えるわけなんです。これは非常におかしなあれだと思うんですが、これは整合性を考えられなかったんでしょうか。まずその辺から。

○議長

総務課長。

○総務課長

整合性がとれていないということで大変申しわけなく思っておりますが、言いわけになりますけれども、まずこの計画書を出す段階では、県と協議している中で、協議が終わった段階で議案提案という形になるわけですが、まず現在、平成23年度からの第５次の振興計画取りまとめを22年度において実施するわけですが、そういうものを取りまとめてこういう辺地計画、辺地計画が１年早いということがあるんですが、今ここに取りまとめました事業につきましては、現在想定されるものの事業を継続事業、あるいは既に想定される事業を計上したものでございます。変更というのはそういう意味の変更であります。

それと、その額の変更につきましては、当初予算につきましては、それだけ予算見積もりなり、スクールバスを買う見積もりをとったり、あるいは市場調査をしっかりしたりということで、成熟度の違いでこういうふうになっているところでありますが、整合性が図られていないということについて、議決を得ればいいんだという考えではございませんので、ただ時間的な差があってこの金額の差が生じてしまっているということをご理解いただきたいと思います。

○議長

１番、横田善郎君。

○１番

やはりこういうものについては慎重に議会にかけてほしいと思うんです。これは過疎計画についても同じことが言えたんですが、これの中山間地整備事業についてもかなりおかしな内容であったと思うんです。一度見直しをしてほしいと思うんです。これを同じ総務課で所管しているわけです。同じ部署で所管しているわけですから、これらについては十分に検討していただきたいと思います。終わります。

○議長

答弁はいいですか。

ほかにございませんか。

９番、磯部靜雄君。

○９番

私はちょっと総合整備計画で、これは石坂で、今国からお金を、辺地債借りるのはポンプであるということはわかりますけれども、この字名、辺地を構成する町または字、柳津町（大字藤）までは載っかっているんですが、その下の大字小椿。この上の表から見ると、柳津町、石坂、長窪、長窪は藤分ですかね、大字藤ですから。そうしたときに、何か私生まれた集落は本当にいつでも抜けているんですよ。人口がこれだけで面積がこれだけとか書かれていますけれども、実際に大字小椿にはこの下の名称にいっぱいあるんですよ。沢尻とか宮ノ後、これはうちのほうの田んぼもあるんですよ、椿の分で。そして沢尻にもある。そしてずっと下っていっぱいあるんですよ、この中に。二階平というのは水害に遭って、ちょうど石坂と椿の昔の町道の間に、今田んぼになりませんけれども、あれってあるんですよ。何これ名称は入っているんですかね。下家ノ前、これは石坂にもある、小巻もそう、小巻も一部ある。そしてそういう名称は入っている。ニタ山なんていうのは石坂のたばこ団地、中には、私らもあそこに３反も４反も持っていますよ。でもね、こういうふうに名前は挙がるんだけれども、さっぱりへき地に。ここを入れたらまだまだ面積も伸びるだろうし、そしてなんかうちのほうの集落、本当にまじっているんですよね、土地が。この中でいっぱいあるんですが、何をやるっていったって石坂が本庁というみたいになってやっているような状態で、初めてうちの集落のことで私言うんですが、議会としては町全体のことを見張っていかなくちゃならないと私は自覚していますけれども、これを見ると本当に私情けなくなるんですよ。もちろん私のほうは土地の面積は確かにほかの集落よりも少ないかもしれないですが、全部まざって入っているやつ挙がっていても、一つも、石坂あたりでも何でもすごく工事やら仕事やっているんですが、たまたま私は水関係の、現在も水関係で補助来てるのあるわね。環

境・水ですか。そういう面でも、私のほうでも２年やってみました。ところが、やっぱり整備していないものですから。地番整備、畑でもね。うちのあたりは下家ノ前に入っているんですが、あの辺は、宅地にはなるけど農地になっていないんだ。それは平成５年、何だか知らないけれども名目が変更してあるんだと。名目と言うよりも、田んぼは田んぼであるんですが、そういうのは挙がらないんだと。それもだめ。何をやっても外されるんですよ。だからその辺はどんなふうに、平成５年に何か、「おれら宅地にするからそこをみんな宅地にしろ」なんて言った覚えもないんですが、県道から何ぼか離れたからなっているんだと、こういう説明なんですよ。だから、私のほうでは本当にこんなことして置けるのかなと私思うときがあるんですが、たまたまこういうふうにへき地のやつで出たからみんなの前でちょっとお聞きするんですが、これはなぜこういうところにまじっているやつもどうなのかなということをちょっとご説明願えれば。初めてなんですがね、こういうことは。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず、辺地の区域についてのご質問でございますが、まず辺地の区域というものは、５キロ平米の中に50人以上がいて、その中で地価の評価額の一番高いところで、しかもバス停に一番近いところ、それが辺地の中心になります。もう１回言いますと、５キロ平米の中に50人以上の人が住んでいる。その中で固定資産税の土地の評価額の一番高いところ、しかもバス停に一番近いところが中心となる。その中心地を見たときに、学校までの距離、役場までの距離とか、それからバス停までの距離とかというものを算定して辺地度（辺地の度合い）が決まります。その辺地の度合いが100点を超えると、その辺地債を借りられる基準が出てきます。

今、議員おただしの椿地区について入れますと、石坂地区よりも評価額が高いし、もちろん50人もいるしということになりますけれども、辺地度点数が低くなって辺地債が借りられなくなっている。以前には椿もあったかのように記憶しておりますが、だんだん辺地度が解消されて、石坂地区、長窪地区のほうにだんだん縮小されていったということで、この計画については椿地区の計画は計上されていない。いわゆる辺地度が解消されているということでございます。

以上です。

○議長

９番、磯部静雄君。

○９番

そうすると、うちの集落の場合は辺地には当たらないわけなんですか。よくないですね。わかりました。集落のあれが、役場からの距離とか。

もう一つ、田んぼの問題。あそこに１町歩くらい、みんな集めると下家ノ前にあるわけなんですが、それがなぜ農地になっていないんだと。環境・水・資源の草刈りやったり水路やったって当たらないんですよ。なぜそんな土地になっているんでしょうかということをちょっとわかれば教えてもらいたいんですよね。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。（「地域振興課長、わがっかや」の声あり）

○地域振興課長

多分議員おただしの部分でありますが、これらについては町としても今、農地・水・環境保全向上事業というようなことを行っております。その中での分で水路関係等の内容だと思うんですけれども、それらについての内容、ちょっとここに書類ありませんので、これらについても調査をして報告をしていきたいと思いますが、これらについての農地・水については、将来に健全な農地を残していくための一つの方策であります。そのほかにも中山間地域の直接支払等もあるわけでありますが、これらについては、椿地区の内容等についてはちょっと手持ちにありませんので、後で調査をしながらご報告していきたいと思います。

以上です。

○議長

ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第９号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第９、議員提出議案第１号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

６番、小林　功君。

○６番（登壇）

柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

このたびの改正は、町において行財政改革により経常経費の節減等に取り組んでおり、議会経費の節減を図るため、議会議員の旅費を町職員と同額にするための条例の一部を改正するものです。

○議長

お諮りいたします。

ただいまの説明のとおりでありますので、質疑を省略して原案のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１０、「柳津町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会推薦の農業委員は１人とし、佐藤憲雄氏を推薦したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は、佐藤憲雄氏を推薦することに決定いたしました。

ここで暫時休議をいたします。

再開の時刻を11時25分といたしますが、なお、この後議会構成を行いますので、執行部には退席を願います。議会構成終了後再開の時刻を連絡いたします。

以上です。（午前１１時０９分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前１１時２６分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１１、「常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名について」を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長の指名といたします。

総務文教常任委員会委員に、横田善郎君、小林　功君、伊藤　毅君、田﨑為浩。

産業厚生常任委員会委員に、菊地　正君、羽賀　弘君、鈴木吉信君、荒明正一君、磯部靜雄君。

以上の諸君を、それぞれの常任委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、指名のとおり決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長の指名といたします。

菊地　正君、小林　功君、伊藤　毅君、荒明正一君。

以上の諸君を、議会運営委員会委員に指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、指名のとおり決定いたしました。

暫時休議いたします。（午前１１時２７分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前１１時３２分）

◇　　◇　　◇

○議長

日程第１２、「常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選結果報告について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第８条第２項の規定により、委員会において次のとおり決定いたしましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員長、小林　功君。副委員長、横田善郎君。

産業厚生常任委員長、荒明正一君。同じく副委員長、鈴木吉信君。

議会運営委員長、伊藤　毅君。同じく副委員長、菊地　正君。

以上のとおりであります。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１３、「会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第18条第２項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員に、鈴木吉信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した鈴木吉信君を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、ただいま指名しました鈴木吉信君が会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員に当選されました。

ただいま当選されました鈴木吉信君が議場におられますので、会議規則第33条第２項の規定により告知いたします。

ただいま当選されました鈴木吉信君に、当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。

○５番（登壇）

ただいま会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の議員として選ばれましたが、議長を初め皆様方のご指導のもと、誠心誠意努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長

暫時休議いたします。

再開を11時40分といたします。（午前１１時３５分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前１１時３８分）

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１４、議案第３２号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３２号「工事請負契約の変更について」提案理由の説明をいたします。

本案は、久保田地区簡易水道の浄水設備工事について、契約内容に変更が生じたため提案

するものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第３２号工事請負契約の変更について、久保田浄水設備工事の請負契約事項中、下記のとおりに変更したいと思っております。

変更理由といたしましては、電気設備の電話の配線と野外の排水設備の工事等に充てたいと思っております。契約金額7,460万1,450円であります。

よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３２号「工事請負契約の変更について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

次に、日程第１５、議案第３３号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第３３号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、入居者の年齢要件の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（登壇）

議案第３３号柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について、補足して説明をいたします。

次ページをお願いいたします。

柳津町後継者独身住宅の管理条例の第４条第３号であります。これについては、入居者の資格等の部分であります。年齢が18歳以上40歳未満の者であることとなっておりますが、「40歳未満」を「50歳未満」と改めたいと思っております。

もう一つ、第19条第１項第３号の部分であります。これらについては、明け渡しの請求関係等でございますが、第３号に年齢が「40歳に達したとき」とありますが、これを「50歳に達したとき」というふうに改めたいと考えております。

この条例は、公布の日から施行したいと考えております。

以上であります。

○議長

これより質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第３３号「柳津町後継者独身住宅管理条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇　　◇　　◇

○議長

お諮りいたします。

本議会の各常任委員会は、４月から５月に所管事務調査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、ただいまのとおり決定いたしました。

◇　　◇　　◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成22年第１回柳津町議会定例会を閉会といたします。

長時間に及ぶ審議まことにご苦労さまでした。

また、本会議に対するご協力ありがとうございました。（午前１１時４４分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会　議　長　田　﨑　為　浩

同　議　員　磯　部　靜　雄

同　議　員　横　田　善　郎

同　議　員　菊　地　正